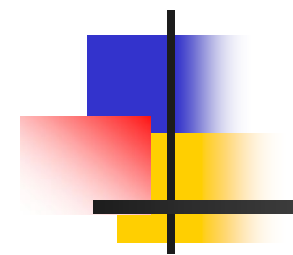




三重県観光の現状と 観光戦略の展開



平成22年7月16日

三重県観光局



- 目次 -

1 三重県観光の現状

2 三重県の観光戦略の展開

**3 三重県観光振興条例（仮称）の
制定に向けた検討**



1 三重県観光の現状



平成21年観光レクリエーション入込客数推計

H17 31,486千人 H21 33,698千人 H22 34,000千人(目標)

伊賀地域 3,374千人(実数)

(主な観光地点、延数)

・伊賀上野城	106千人
・伊賀流忍者博物館	203千人
・モクモク手づくりファーム	393千人
・赤目四十八滝	177千人

北勢地域 13,511千人(実数)

(主な観光地点、延数)

・ナガシマリゾート	5,825千人
・鈴鹿サーキット	1,980千人
・関宿(道の駅「関宿」)	75千人
・湯の山温泉	1,135千人

中南勢地域 5,901千人(実数)

(主な観光地点、延数)

・榊原温泉	286千人
・松阪公園(御城番屋敷等)	70千人
・松阪農業公園ヘルファーム	628千人
・五桂池ふるさと村	322千人

伊勢志摩地域 9,278千人(実数)

(主な観光地点、延数)

・伊勢神宮(内宮・外宮)	7,986千人
・鳥羽水族館	936千人
・ミキモト真珠島	206千人
・志摩スペイン村	1,576千人

東紀州地域 1,634千人(実数)

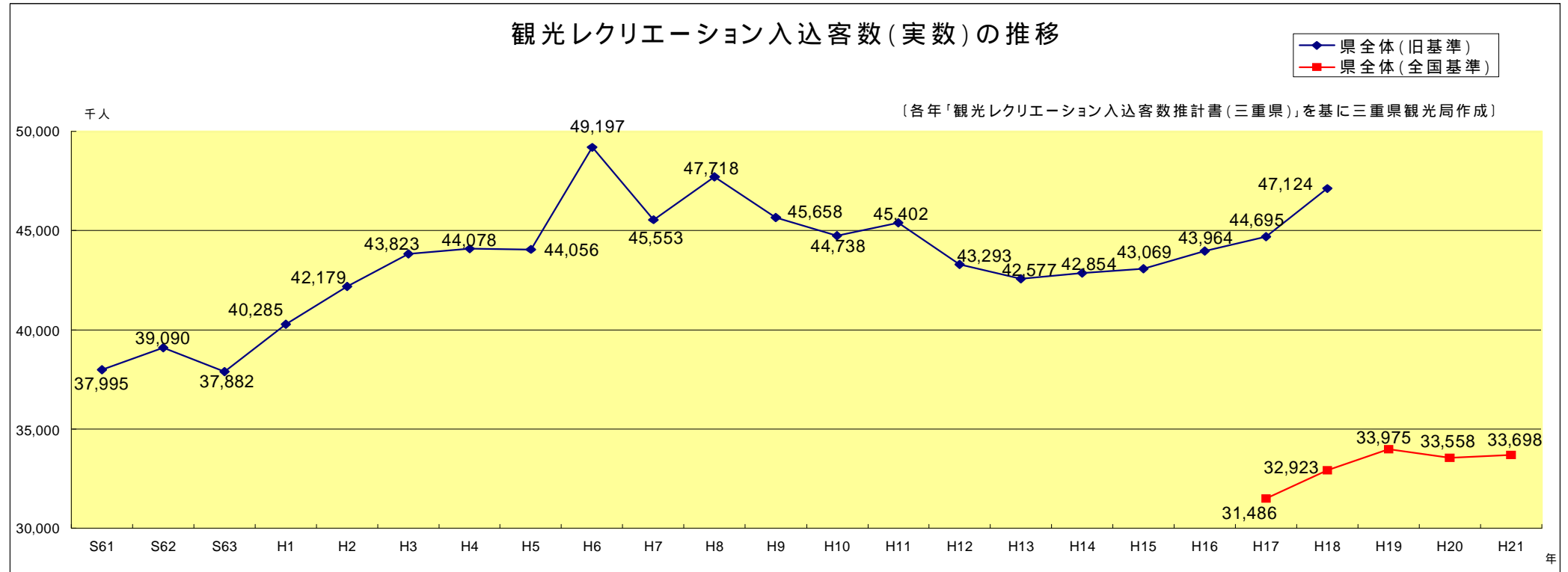
(主な観光地点、延数)

・熊野古道伊勢路	201千人
・県立熊野古道センター	109千人
・鬼ヶ城	287千人
・道の駅「紀伊長島マンボウ」	1,023千人

数値は、全国観光統計基準に基づき、年間で5万人以上又は特定の月で5千人以上の入込のある観光地点の年間入込客数を集計したもので、三重県では、平成17年より同基準を採用

観光レクリエーション入込客数（実数）の推移

（昭和61年～平成21年）



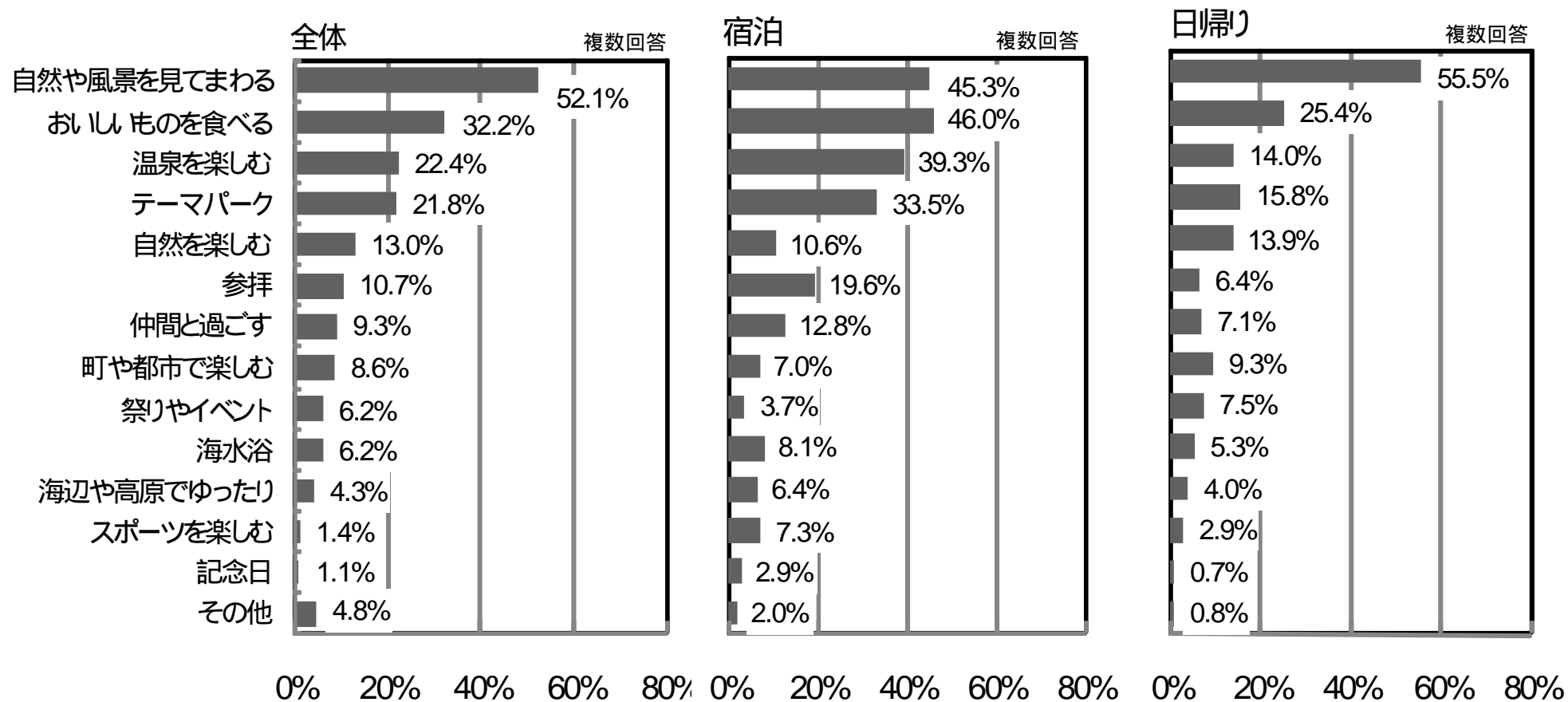
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------|------------|---------|------------|-----------|-----------|----------|----------|--------------|-------------|---------|-------------|------------------|------------|-----------------|----------|--------|-------------|----------------|-------------|---------------|--------|
| H 1 | H 2 | H 5 | H 5 | H 5 | H 6 | H 6 | H 7 | H 8 | H 10 | H 11 | H 11 | H 12 | H 13 | H 16 | H 16 | H 17 | H 17 | H 18 | H 18 | H 19 | H 21 | H 21 |
| 宇治橋渡始式 | 鳥羽水族館 新館開業 | 伊勢自動車道全線開通 | おかげ横丁開業 | 第61回神宮式年遷宮 | 志摩スペイン村開業 | 世界祝祭博覧会開催 | 阪神・淡路大震災 | 内宮御鎮座二千年 | みえ歴史街道フェスタ開催 | 東紀州体験フェスタ開催 | なばなの里開業 | みえスカイフェスタ開催 | ユニバーサルスタジオジャパン開業 | 熊野古道世界遺産登録 | 芭蕉生誕360周年イベント開催 | 中部国際空港開港 | 愛知万博開催 | 第1次お木曳き行事開催 | 第48回全国自然公園大会開催 | 第二次お木曳き行事開催 | 熊野古道世界遺産登録5周年 | 宇治橋渡始式 |

三重県観光の基本属性

出所: 三重県「平成21年度観光客実態調査」

< 三重県への旅行目的 >

「自然・風景」、「食」、「温泉」が三大目的
 宿泊では「食」、「自然・風景」、日帰りでは「自然・風景」が首位
 この他に、「参拝」及び「テーマパーク」の比率が高いのが特徴



三重県観光の基本属性

出所：三重県「平成21年度観光客実態調査」

< 形態 >

家族・カップル・友人75%、団体10%

< 滞在日数 >

日帰り66%、1泊26%、2泊以上8% * 平均宿泊数 1.3泊(宿分のみ)

< 発地別シェア >

県内27%、関西圏34%、中部圏25%、首都圏8%

< 交通機関 >

自家用車73%、鉄道11%、観光バス16%(複数回答)

< 観光消費額 >

(宿泊)28,485円、(日帰り)7,065円

< 観光客満足度 >

59.3%(大変満足 + 満足)

< 満足度とリピート意向・口コミ意向との関係 >

大変満足14.6%(リピート意向74.0%、口コミ意向65.1%)

満足 44.7%(リピート意向24.3%、口コミ意向20.4%)

やや満足25.4%(リピート意向10.2%、口コミ意向 8.3%)

三重県観光の基本属性

< 国(地域)別 訪日外国人宿泊者数 >

(三重県)

順位	国籍(出身地)	延べ宿泊者数	割合
1	台湾	17,960	20.7%
2	中国	13,590	15.7%
3	韓国	11,080	12.8%
4	アメリカ	5,410	6.3%
5	フランス	4,320	5.0%
6	ドイツ	3,970	4.6%
7	香港	3,330	3.8%
8	イギリス	3,010	3.5%
9	タイ	1,940	2.2%
10	シンガポール	1,120	1.3%
11	カナダ	510	0.6%
12	オーストラリア	440	0.5%
	その他	13,450	15.5%
	不詳	6,430	7.4%
		86,560	

(全国)

順位	国籍(出身地)	延べ宿泊者数	割合
1	台湾	2,637,490	14.4%
2	中国	2,580,870	14.1%
3	アメリカ	2,313,130	12.6%
4	韓国	2,188,290	12.0%
5	香港	1,571,220	8.6%
6	シンガポール	540,860	3.0%
7	オーストラリア	538,980	2.9%
8	イギリス	446,080	2.4%
9	タイ	444,120	2.4%
10	フランス	438,600	2.4%
11	ドイツ	374,200	2.0%
12	カナダ	231,960	1.3%
	その他	3,234,450	17.7%
	不詳	757,520	4.1%
		18,297,770	



2 三重県の観光戦略の展開





三重県の観光振興の取組 / 観光立国の実現に向けた国の動き

- 三重県の観光振興の取組 -

- 平成16年11月 三重県観光振興プランを策定
- 平成18年 4月 観光局を設置
- 平成19年 4月 観光局東京駐在及び名古屋市駐在を配置
- 平成20年 4月 観光局伊勢市駐在を配置
- 平成20年 9月 三重県観光振興プラン第2期戦略を策定
- 平成20年10月 伊勢志摩地域観光圏が認定
中部地方では初の認定
- 平成22年 4月 東紀州地域観光圏が認定

- 観光立国の実現に向けた国の動き -

- 平成15年 4月 ビジット・ジャパン・キャンペーン開始
- 平成19年 1月 観光立国推進基本法施行
- 平成19年 6月 観光立国基本計画策定
- 平成20年 7月 観光圏の整備による観光来客の来訪及び滞在の促進に関する法律(観光圏整備法)施行
- 平成20年10月 観光庁設置
- 平成21年12月 観光立国推進本部設置
- 平成22年 6月 新成長戦略閣議決定

「観光立国・地域活性化戦略」が7つの戦略分野の一つに選定

さらに、「『訪日外国人3,000万人プログラム』と『休暇取得の分散化』」が国家戦略プロジェクトの一つに選定

観光戦略の策定と展開

～三重県観光振興プランの推進～

計画期間

平成16年11月～平成25年
現在は、第2期戦略期間(H20～22)

観光構造の変革

新しいツーリズムへの対応
観光産業の高付加価値化への対応
多様な主体による観光地づくりへの対応

三重県観光のめざすべき姿

独自の歴史・文化の保存や環境保全に配慮した
県内地域資源の最大限活用
訪れる人が安心して観光を楽しめる配慮
観光産業の三重県経済におけるリーディング産業化
地域の特性に応じた持続可能な自律的で個性
豊かな観光地づくり
観光振興と県民生活向上との一体的な展開

第2期戦略における3つの観光戦略

1 三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略

県内のさまざまな観光情報が国内外に発信され、多くの人の関心を集めている状態をめざします

- 1 三重県観光の新たなイメージの構築
- 2 核となる観光地における基本的な戦略展開
- 3 効果的な観光情報コンテンツの整備と段階別情報発信、メディアミックスの推進
- 4 エリア別・特定目的別情報発信・誘客戦略
- 5 流通拡大のための仕組みの充実

2 多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり戦略

観光地ならびに観光・交流産業に携わる人びとが多くの観光客を惹きつける魅力にあふれ、質の高いサービスを提供している状態をめざします

- 1 もてなしの心を形にする観光の魅力づくり・人づくり
- 2 歴史・文化資産を生かした魅力づくり
- 3 グリーン・ツーリズムの推進
- 4 エコツーリズムの推進
- 5 産業政策を通じた新たな観光資源の創造
- 6 県産品の魅力づくり
- 7 広域連携の推進

3 観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備戦略

観光地ならびにそこにいたるまでの景観やアクセス等が利便性と快適性に優れたものとなっている状態をめざします

- 1 快適で美しい観光交流空間づくり
- 2 「わかりやすく、やさしい観光地」の整備
- 3 交通アクセスの充実

三重県観光振興プラン第2期戦略の主な取組

(戦略1) 三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略

「三重 = 自然」から「歴史・文化」「食」の新たなイメージ発信
首都圏、関西圏、中部圏、県内、遠隔地、海外のエリアごとの情報発信
三重県観光販売システムズによる商品造成・販売の仕組みづくり

(戦略2) 多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり戦略

観光プロデューサーのノウハウを生かした地域の観光魅力づくり
医療、健康、農林水産業等の観光産業の連携強化
「三重ブランド」「みえ地物一番」による県産品の魅力づくり



(戦略3) 観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備戦略

景観法、景観ガイドラインに基づく街道やまちなみの整備
外国語版パンフレットの作成やホームページの多言語化
伊勢神宮内宮周辺でのパーク&バスライドによる交通対策





3 三重県観光振興条例（仮称） の制定に向けた検討



三重県観光振興条例（仮称）の 制定に向けた検討について

制定に向けた背景

長引く経済不況による観光需要の減少、高速道路料金の休日特別割引や無料化社会実験等に伴う観光行動の変化、中国における個人向け観光ビザの発給要件の段階的緩和など、観光をとりまく環境は、昨今大きく変化

環境変化に的確に対応し、三重県が魅力ある観光地として
今後も選ばれ続けるためには、強靱な観光構造の構築が求められる

遷宮後も持続する観光入込を確保し、産業としての観光を、
より確かなものとするため、三重県観光の持続的な発展の
あり方について、検討を実施

条例という形で、三重県観光の進展を担うそれぞれの主体の役割を明らかにし、遷宮後もにらんだ今後の方向性を定め、永続的に観光振興に取り組むための基盤を確立したい！

三重県観光振興条例（仮称）の 制定に向けた検討について

制定意義

- 県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等、さまざまな主体の責務・役割を明らかにし、**官民一体となつて三重の「観光力」を高める基盤**とする
- 郷土三重の良さ（「^{うま}美し国」、「常若」等）や地域の魅力の再発見を通じて、**県民が地域への誇りと愛着を培う基盤**とする
- 幅広く多様な分野の産業からなる観光産業の活性化により、広範囲にその効果を波及させ、**「産業としての観光」を確固たるものとする基盤**とする

**将来にわたり、三重県観光の持続的な発展を
はかる基盤にする！**

三重県観光振興条例（仮称）の 制定に向けた検討について

■ 検討にあたっての主な視点

県民の郷土への誇りと愛着の醸成 （社会的効果）

地域資源の活用や地域の魅力の再発見・再認識を通じ、県民一人ひとりの郷土愛の育みを促進するとともに、県民自身が観光行動を活発化させ、豊かな県民生活の向上に観光を活用する

観光振興による地域経済の活性化 （経済的効果）

多様な産業により構成される観光産業の特性を生かし、観光振興が地域経済の発展に寄与する効果等の共通認識を深めながら、「産業としての観光」をより確かなものとする

式年遷宮後も持続する強靱な観光構造の構築 （さらなる構造変革）

新たなツーリズムへの対応、観光産業の高付加価値化への対応、多様な主体の参画による観光地づくりへの対応によって、観光構造のさらなる変革を推し進める

(参考) 観光立国推進基本法の概要

～観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行～

題名

観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正

前文

少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置づけ

目的

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること

関係者の責務等

国の責務

観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する

地方公共団体の責務

地域の特性を活かした施策を策定し実施。また、広域的な連携協力を図る

住民の役割

観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う

観光事業者の協力

観光立国の実現に主体的に取り組むよう努める

基本的施策

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- ・国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- ・観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- ・観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

- ・観光産業の国際競争力の強化
- ・観光の振興に寄与する人材の育成

国際観光の振興

- ・外国人観光旅客の来訪の促進
- ・国際相互交流の促進

観光旅行の促進のための環境の整備

- ・観光旅行の容易化及び円滑化
- ・観光旅行者に対する接遇の向上
- ・観光旅行者の利便の増進
- ・観光旅行の安全の確保
- ・新たな観光旅行の分野の開拓
- ・観光地における環境及び良好な景観の保全
- ・観光に関する統計の整備

(参考) 他府県の観光振興条例の制定状況

平成22年6月1日現在、
全国では19道県が、観光振興条例を制定

- (S54年度) 沖縄県
- (H13年度) 北海道
- (H16年度) 高知県
- (H17年度) 長崎県
- (H18年度) 広島県
- (H19年度) 岐阜県、島根県、千葉県
- (H20年度) 愛知県、富山県、熊本県、新潟県
- (H21年度) 鹿児島県、徳島県、岩手県、鳥取県、神奈川県、和歌山県、愛媛県

